

### ハプスブルグ帝国の再編とスラブ民族問題： 『東・中欧連邦化』構想とスラブ民族の「共存」の試み

HABA, Kumiko / 羽場, 久渥子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

32

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

95

(発行年 / Year)

1986-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006652>

# ハプスブルグ帝国の再編とスラブ民族問題

『東・中欧連邦化』構想とスラブ民族の「共存」の試み

羽場 久泥子

## 問題設定

本論文は、東欧の多くの民族を包摂し、支配していたハプスブルグ帝国内のスラヴ民族、中でも、従来、研究書等においても論じられることの少なかったハンガリー王国内の小規模のスラヴ民族（具体的には、スロヴァキア人、クロアチア人、ヴォイヴォディナのセルビア人）の動向に焦点をあて、ルーマニア人の動向と比較しつつ、ハプスブルク帝国の再編、あるいは東・中欧の再編という問題を考察するものである。本論文の問題関心の中心は、第一次世界大戦末期の帝国の解体と諸民族の分離・独立の意味を、歴史的な連続性の中で問い直すことである。そのため、一九世紀後半から帝国解体に至るまでの、東・中欧連邦化構想と民族運動とを検討してゆく。

歴史的に、民族とその境界線が複雑に交錯し、社会階層のあり方にも、かかる民族の重層関係が反映していた東欧においては、各民族の「分離・独立」自体が、「一民族・一国家」という Nation State の形成には結びつき得なかった。逆に、独立・分離宣言後の人為的国境画定が、戦後新たな民族対立を生むこととなったのである。

ハブスブルグ帝国の再編とスラヴ民族問題  
1表 継承諸国の民族構成

ユーゴスラヴィア (一九三二)		チェコスロヴァキア (一九三三)	
セルビア人 四七・七(%)	アルバニア人 三・四	チェコ人 四三・三(%)	ロシア人 三・五
クロアチア人 二二・一	ハンガリー人 三・四	スロヴァキア人 二二・三	ポーランド人 〇・六
スロヴェニア人 八・二	チエコ人 一・二	ドイツ人 二二・四	その他 一・六
ムスリム (ボスニア人) 五・三	トルコ人 〇・九	ハンガリー人 五・六	計 一〇〇・〇
マケドニア人 四・六	その他 三・八		
ドイツ人 三・六	計 二〇〇・〇		
(うち・ヴォイヴォディナ地域) %		(うち・スロヴァキア地域) %	
セルビア人 三三・七	チエコ人 四三・三	チェコ人 六六・二	ポーランド人 〇・二
	スロヴァキア人 四・三	スロヴァキア人 六・二	その他 二・七
	ウクライナ人 四・三		計 一〇〇・〇
ハンガリー人 二四・四	スロヴェニア人 〇・二	ハンガリー人 三・五	
ドイツ人 三三・九	その他 七・八	ドイツ人 四・七	
クロアチア人 七・七	計 二〇〇・〇	ウクライナ人 二・九	

R. Bičanić, *Ekonomska podloga hrvatskog pitanja*, Zagreb, 1938, str. 11  
*A History of the Czechoslovak Republic, 1918-1948*, ed. by Victor S. Mamatey and Radomir Luža, Princeton Univ. Press, New Jersey, 1973. P. 40. Charles Wajatssek, *From Trianon to the First Vienna Arbitral Award, The Hungarian Minority in the First Czechoslovak Republic, 1918-1938* Montreal, 1980. P. 47

表より明らかなく、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアという第一次世界大戦後の独立国家は、例え自ら「民族国家」を標榜したにせよ、現実には、多民族国家として、国内に、二大民族の対立、あるいはドイツ人、ハンガリー人等周辺諸民族の不満と領土修正要求を包摂しつつ、出発することとなった。これらの民族は、両大戦間期の新国家において、国内における民族対立と対外的領土問題に苦しめられ、最終的には民族対立に乗じたナチス・ドイツの介入と国家の解体を招くことになる。かかる第一次世界大戦後の東欧の実状を踏まえつつ、東・中欧の国家形成の在り方を、よりグローバルな視角で考察すべく、ハプスブルク帝国解体期の民族問題解決の選択肢を洗い直してみることが、重要な作業であらうと思われる。

そうした検討により、地理的に、西にフランス、ドイツ、東にロシア、トルコという大国に囲まれている東・中欧にあって、彼らがヨーロッパ国際政治の中で生き抜く最善の国家形態はいかなるものかと考えられていたのかを、明らかにしたい。

歴史的に形成された多民族混住地域を再編するにあたって、連邦制、即ち諸民族の緩やかな統合が、必ずしも理想主義的、例外的でないことは、今日、アメリカ合衆国、ソ連邦という超大国がいずれも（その形態、統治構造が異なるとはいえ）連邦制をとっているという事実に限らず、昨今の地域主義の潮流が、いわゆる“Nation State”の矛盾をついて現れてきている事実を見ても明らかである。東・中欧の再編は、単にハンス・コーンの言うように、「国境線を民族集団の境界線に従ってひきなおす」ことを目的とした民族対立としてあらわれたのみならず、大国に挟まれた諸民族がいかに平和的な緩衝地帯を自民族地域とその周辺につくっていくかという「共存」の試みとして行われたのである。

本論文では、近年の東欧史学会が主張するように、帝国内の民族運動において、分離・独立の達成は、第一次世界大戦末期の特殊な状況の中でおこった一つの選択肢であつたのであり、東・中欧における諸民族の存在の仕方については、歴史的に、種々の共存、相互協力の方向が呈示されていたという事実を明らかにしたい。

現在において、東欧の連邦制を語る意味はもはやないのではないかという批判もあろう。しかし、個々の民族単位、地域単位の枠組みを崩さない形での共存のあり方は、単に、ハプスブルク帝国期にとどまらず、大戦間期から第二次世界大戦後に至るまで、ピウスツキ、ベック、シコルスキらのポーランド連邦、東欧連邦構想、チトー、デIMITロフのバルカン連邦構想等、右から左までさまざまの形で繰り返されている。そして、それが実現される事がなかつたのは、連邦構想自体の理念的な問題点によるといよりは、むしろ、ソ連邦を中心とする周辺諸大国の危惧と否定的態度により、繰り返し崩されてきたという方が正しい。現在においても、ソ連邦の圧力に対し、東・中欧では繰り返して自国のナシヨナリズムとともに独自の地域的共存のあり方が、摸索され続けていると言えないだろうか。

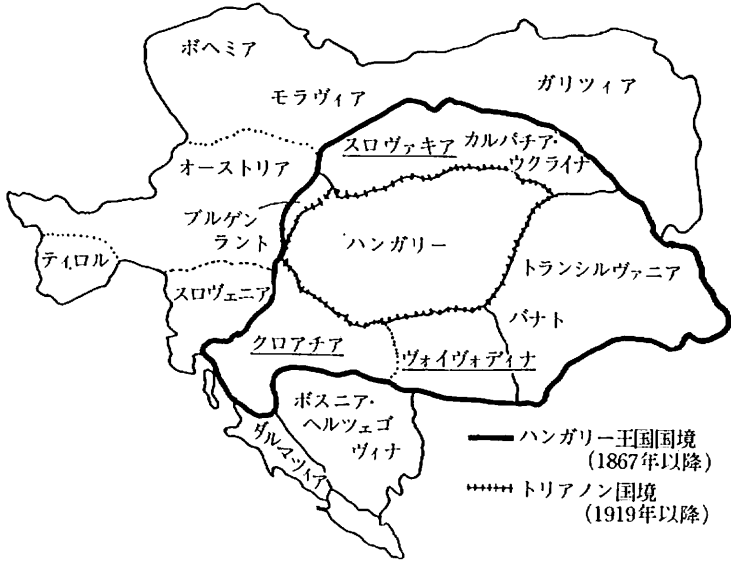
次に、本論文で、スラヴ民族を扱う理由について触れておきたい。

筆者自身は、「スラヴ民族」自体が、必ずしも一義的研究対象ではない。むしろ筆者の問題関心の中心は、東欧の多民族国家ハプスブルク帝国の再編及び諸民族の解放に関し、諸民族がそれぞれのレヴェルからどのように問題を把えてきたか、を検討することにある。ハンガリーの連邦化構想、ルーマニア人の民族解放と社会主義の問題については、既に別稿で考察した<sup>(2)</sup>。今回、スラヴ民族を扱うことによって、帝国全体、特に、旧来研究が不十分であつたオーストリア・ハンガリーのハンガリー側におけるスラヴ民族問題を明らかにしたいと考える。

スラヴ民族運動に関する、従来の歴史叙述においては、この時期におけるスラヴ主義、ネオ・スラヴ主義の存在が、

《オーストリア＝ハンガリー帝国、1867-1918》

ハプスブルグ帝国の再編とスラヴ民族問題



一般に知られており、かかるスラヴ主義の影響の存在ゆえに、彼らの「連邦」に対する考え方は当然、ハンガリー人、ルーマニア人とは異なっていると考えられてきた。例えば、スロヴァキアは、その言語的・地理的位置から、「文化的スラヴ主義」の理念が最も花開いた地域であると言われる。しかし、現実の政治改革の運動には、この理念はいかに反映しえたであろうか。また、国家建設の問題として、この理念はどこまで有効性を持ちえたであろうか。また、南スラヴに関しては、ヴォイヴォディナのセルビア人地域は、ハプスブルク帝国の外のセルビア人による、いわゆる「大セルビア」主義と、クロアチア人の「三重王国化」構想の狭間に位置し、歴史的に民族運動の活発な地域であった。このヴォイヴォディナのセルビア人及びクロアチア人の動向を考察することにより、他民族との現実的妥協の方向が探れるのではないかと考える。

このようにいわゆる「スラヴ」民族であるといっても、それぞれの民族・階層が異なる以上、解決すべき課題・方

法は、多様であった。彼らの個々の運動、方針をより克明に追っていくと、彼らは独自の要求を掲げ、民族としての統一より、地域における自民族の役割をより重視していたことがわかる。彼らは、異民族との共存の中で、西欧、ドイツ、ロシア、トルコの諸大国に囲まれている自地域をいかに緩衝地帯、平和地域とするかに腐心していたのである。

以上の問題関心によって、本論文は、ハプスブルク帝国末期における東・中欧の国家再編の在り方を、スラヴ諸民族の実証的研究により、明らかにするものである。

次に、研究史について簡単に触れておきたい。

旧来、ハプスブルク帝国の解体と、諸民族の独立は、東欧の近・現代にとって根本的なテーマであり、カーン、ヤーシ、マツカートニーをはじめとして、主として帝国維持・解体と民族対立に焦点をあてた種々の研究がなされてきた。<sup>(3)</sup>

これに加え、両大戦間期から第二次世界大戦直後にかけては、マサリク、ベネシュを中心とする旧オーストリア領内の独立運動指導者により、小民族の民族独立に関する研究が相繼いで出版され、反響を呼んだ。かかる状況の下で、特に一九五〇年代までは、第一には、帝国解体が必然であったか否かの検討、第二には、国外亡命者の独立運動に焦点があてられた研究が主流を占め、帝国内部の民族運動が東・中欧の地域全体をみとおしていかなる国家再編を行ううとしていたかの分析は、必ずしも充分行われてこなかった。

さらに、オーストリア・ハンガリー二重王国内のハンガリー側のスラヴ民族（スロヴァキア人、クロアチア人、カ

ルバチア・ウクライナ人)に関する研究は、旧来きわめて不充分であった。<sup>(5)</sup> 彼らスラヴ諸民族は、ルーマニア人と共に、帝国の最下層の諸民族を形成していたにもかかわらず、彼らの民族運動は、帝国内のチェコ人、ポーランド人の独立運動の研究の陰にかくれてきた。彼らは、また、社会主義運動の側からは、旧来、マルクス・エンゲルスによって、「歴史なき民」、あるいは、一八四八年ドイツ、ハンガリーにおける「ブルジョワ」革命に対抗する「反動的」な民と規定された存在として、軽視されてきた。欧米あるいは現地においてさえ、かかる「小規模」なスラヴ民族の体系的な研究は、未だしの感がある。

以上の研究状況の中で、ハプスブルク帝国の解体と諸民族の「独立」が、東・中欧再編のメイン・テーマになってきたのは当然であったと言えよう。

しかし、かかる小規模の東欧諸民族にとっては、むしろ周辺諸民族といかに共存しつつ、自民族を平等・対等な地位にひきあげるかという問題こそ、一九世紀後半から二〇世紀初頭における彼らの運動のスローガンとしては実態に即したものであった。第二次世界大戦後、特にスターリン批判以後、一九六〇年代後半より、東西の緊張緩和の兆しと、ヨーロッパ統合の可能性の下で、徐々に、東欧諸地域の共存のあり方が問われ始め、連邦構想の積極的評価が試みられ始めたのである。

本論文において、最も有用であったのは、*Iratok a nemzetiségi kérdés történetéhez Magyarországon a dualizmus korában* (二重王国期におけるハンガリーの民族問題の歴史に関する史料)である。ここには、一八六七年以後、一九一三年までのハンガリー王国内諸民族(スロヴァキア人、ルーマニア人、セルビア人、ルテニア人)の民族運動の諸史料(集会のスローガン、決議、参加者等)が、詳細にわたり編纂されている。<sup>(6)</sup> またニーデルハウザーが



編集した、'Kelet Európa: Új-és legújabbkori egyetemes történeti svöveggyűjtemény' (東ヨーロッパ：近現代史史料集) も事実確認に役立つ<sup>(7)</sup>。

Dokumenty k slovenskému národnému hnutiu v rokoch 1848-1914 (スロヴァキア民族運動に関する史料) については、膨大な史料集の一部しか入手していないが、利用しえた限りに於いて有用であつた<sup>(8)</sup>。

またここでは使用しなかつたが、ルーマニア民族主義者ヴァイダとフランツ・フェルディナントの書籍集に見られる、帝国を多民族的立憲国家に改造し「近代」的国家再建を試みようとする連邦構想計画は示唆的である<sup>(9)</sup>。

その他、ホッジャの回想録が小民族の共存のあり方を示し、興味深かつた<sup>(10)</sup>。

研究書については、既にかなり出されているので個別の説明は行わないが、特に連邦制の問題については、ヴィラー、メーレイ、ケーヴァーゴールの研究<sup>(11)</sup>が貴重であつた。

本論文は、かかる研究の流れにそう形で、出来見過ごされてきた小規模なスラヴ民族の動向に焦点を据えつつ、帝国の解体と民族の国家再編に際し、諸民族の共存、相互協力関係の試みを明らかにしようとするものである。それにより、現代の東欧関係に、若干なりとも新しい見方を呈示したいと考える。

(注)

(1) Hans Kohn, *The Idea of Nationalism, A Study in its Origins and Background*, New York, 1961, p. 329.

(2) 羽場 久澄子「ハプスブルク帝国末期のハンガリーにおける民族と国家——『ドナウ連邦』構想による中・東欧再編の試み——」『史学雑誌』、一九八四年、第九三編、第一一〇号。同「ハンガリー社会主義における民族と国家——ドナウ流域諸民族地域における社会主義連邦化の試みと破綻——」『共産主義と国際政治』、一九八四年、第九卷、第二号、七一九月。及

び、「ハンガリーにおけるルーマニア人少数民族問題」『国際関係学研究』津田塾大学、一九八四年三月、第一〇号。

- (㉞) Robert A. Kann, *The Multinational Empire: Nationalism and National Reform in the Hapsburg Monarchy 1848-1918*, New York, 1964. Oscar Jászi, *The Dissolution of the Hapsburg Monarchy*, Chicago, 1929. C. A. Maartney, *Hungary and her successors*, Oxford Univ. Press, London, 1937. Z. A. B. Zeman, *The Break-up of the Hapsburg Empire, 1914-1918; A Study in National and Social Revolution*, New York, 1977. *Die Auflösung des Habsburgerreiches. Zusammenbuch und Neuorientierung im Donauraum*. Herausgegeben von Roehard Georg Plaschka und Kaurhlein Mack, Wien, 1970. *La Désagrégation de la Monarchie Austro-Hongroise, 1900-1918*. Sous la rédaction de C. Daicovicu et de Miron Constantinescu, Bucarest, 1965. Charles and Barbara Jelavich, *The Hapsburg Monarchy: Towards a Multinational Empire or National States?* New York, 1959. A. J. May, *The Hapsburg Monarchy, 1867-1914*, Cambridge, Mass., 1951. A. J. May, *The Passing of the Hapsburg Monarchy 1914-1918*, Philadelphia, 1966. Adam Wandruszka, *Die Habsburger monarchie, 1848-1918*, Band II-1-2, Wien, 1980.
- (㉟) E. Beneš, *Bohemia's Case for Independence*, London, 1917. E. Beneš, *Five Years of Czechoslovak Foreign Policy*, Prague, 1924. W. Graham, *New Governments of Central Europe*, New York, 1928. L. Eisenmann, *Un grand europeain*, Edouard Beneš, Paris, 1934. Dimitrije Djordjevic, *The Creation of Yugoslavia, 1914-1918*, California, 1978.
- (㊱) *Magyarország története, IV, 1849-1918; Az abszolutizmus és a dualizmus kora*, Budapest, 1975. Zdeňek Urban, *Problemy slovenského národného hnutia konci 19 století*, Praha, 1972. Joseph Mikus, *Slovakia, A Political History*, Milwaukee, 1963. *Povijest hrvatskog naroda g 1860-1914*, Zabreb, 1968. Andrei S. Markovits and Frank E. Sysyn, *Nationbuilding and the Politics of Nationalism; Essays on Austrian Galicia*, Cambridge, Mass., 1982.
- (㊲) *Irtak a nemzetiségi kérdés történetéhez Magyarországban a dualizmus korában, 1867-1918*, szerk. Kemény G. Gábor, I-IV köt., Budapest, 1952-1971.
- (㊳) *Kelát-Európa, 1900-1945; Új- és legújabbkori egyetemes történelmi szöveggyűjtemény*, szerk. Niederhauser Emil, Budapest, 1968, 1970.

- (㉙) *Dokumenty k slovenskému "nirroděnému" hrnutí v rokoch 1848-1914*, Bratislava, 1972.
- (㉚) *The Nationality Problem in Austria-Hungary: The Reports of Alexander Vaida to Archduke Franz Ferdinand's chancellery*, ed. by Keith Hitchins, Leiden, 1974.
- (㉛) Milan Hodža, *Federation in Central Europe; Reflection and Reminiscences*, London, 1942.
- (㉜) Rudolf Wierer, *Der Föderalismus im Donauraum*, Graz-Köln, 1960. Mérei Gyula, *Föderációs tervek Délkelet-Európiában és a Habsburgmonarchia, 1840-1918*, Budapest, 1965. Mérei Gyula, "Föderationspläne in Südosteuropa und die Habsburger Monarchie in den Jahren 1849-1914", *Neuvelles études historiques*, II, Akadémiai, Budapest, 1965. Kövágó László, *A Magyarországi délszlávok 1918-19-ben*, Budapest, 1964. 他に L. S. Stavrianos, *Balkan Federation*, Connecticut, 1964. R. Schlesinger, *Federalism in Central and Eastern Europe*, London, 1942. を参照した。

## 1 ハプスブルク帝国におけるスラヴ民族問題

### 〈一〉一八四八年革命期

東欧では、一八四八年革命は、封建的諸制度に対するいわゆる「ブルジョワ革命」としての社会変革の特徴に加え、その社会構造の多民族的性格故に、「民族革命」としての特徴を濃厚に示していた。即ち、この時期は、ハプスブルク帝国内の各民族の解放運動が、それぞれ自民族の利害を掲げつつ、最初に、かつ広範な地域にわたって高揚した時期であった。

すでにこの時期、スラヴ民族による帝国の枠内での東・中欧再編の試みが見うけられる。

その代表的な者が、チェコ人、パルツキー (Palacký, Frantisek) であった。彼は、ドイツ革命派によって召集され

たフランクフルト国民議會への参加呼びかけに對しては、敢然とこれを拒否し、自らがスラヴ民族の一員たることを強調した。但し、彼は、そこで、単にスラヴ民族の統一を主張しているのではなく、むしろロシアに對抗し、ウィーンと結ぶことがチェコ人の利益であること、スラヴ人のみならず、ドナウ河によつて結ばれる諸民族の平等に基づく共存こそが、彼らを解放する道であること、<sup>(1)</sup>を主張したのである。彼は、既にこの時期、オーストリアを、平等の権利を持った八民族地域に分割し、連邦制に基づく国家形態に移行することを要求していた。<sup>(2)</sup>

ここに見られるように、既に一八四八年革命の段階で、スラヴ民族の側から「帝国内の諸民族の平等」による共存が要求されていたのであり、オーストリア皇帝側による「クレムジール憲法」も、ハンガリー革命政府によるルーミア人への講和案(Project de pacification)も、かかる民族運動への譲歩の産物として現れてきたのである。特にハンガリー人が、自民族を主導とした強力な「国民国家」の形成こそ、革命を成功させ東・中欧を安定させる根幹であるとして、諸民族の平等の解放に無関心であつたことを考えれば、マルクス、エンゲルスの評価とは異なり、眞に被抑圧民衆を解放しようとする「革命的な」民族は帝国内の「反動」といわれた小スラヴ民族であつたのではないだらうか。

同時期に開催された「スラヴ會議」についても、若干の考慮が必要であらう。

「スラヴ會議」の召集と開催が、現実には東欧におけるスラヴ諸民族の文化的・思想的・政治的相違を示すものであつたことはよく知られていることである。いわゆる「文化的、パン・スラヴ主義」を代表していたハンガリー内スロヴァキア人ら、「オーストロ・スラヴ主義」を代表するスロヴェニア人・チェコ人ら、「メシア的スラヴ主義」を代表するポーランド人らによる運動は、必ずしも共通の基盤を持つものではなかつた。スラヴ會議の中で主張された戦術、

及び敵とする相手は、統一的なものではありえなかつた。<sup>(4)</sup>

しかし、大会で採択された「ヨーロッパ諸民族への宣言(The Manifesto to the Nations of Europe)」において、彼らは、次のように「帝国内スラヴ民族」の理念を示している。

「スラヴ民族は、征服されることをも支配することをも欲せず、自らとあらゆる他の人々の自由を要求する。……ドイツ人は力を持って、幾多のスラヴ人を脅かし、……ハンガリー人は、ハンガリーにおける自民族の排他的権利を主張してはばからない。我々スラヴ民族は、これらすべての考え方を非難する。……この国は、根本的に再編されなければならぬ。たとえ新しい(地理的)国境に基づかないにせよ、少なくとも新しい原則に基づいて。その原則とは、帝国を、すべてが平等の権利を持った諸民族の連邦(Confederation)に改組することである。<sup>(5)</sup>」

ここでも、スラヴ諸民族が、帝国の改編による東・中欧諸民族との平等に基づく共存を求めていることが確認できる。

この時点では、帝国からの分離はハンガリー人あるいはポーランド人以外、日程にのぼっておらず、スラヴ諸民族の多くは、帝国内での諸民族の共存こそ政治的・軍事的にも、かつ経済的にも、周辺強国に対抗しうる最善の方策であると把えていたのである。

しかし、革命の進展の中で、ハンガリー王国内のスラヴ諸民族、特に、クロアチア人、スロヴァキア人の間に、ハンガリー民族に対する行動において、相違が現れてくる。それは、現実には、ハンガリー革命を担った人々、特に小貴族層の当時の限界を示す問題でもあり、また、クロアチア人とスロヴァキア人の帝国内における社会的な地位の違いをも如実に示すものでもあった。

まず、クロアチア人のハンガリー革命に対する態度についてみよう。七〇〇年に亘り、自治的地域たることを享受してきたクロアチアでは、一八四八年革命に際し、ハンガリー革命政府の指導者コッシュュート (Kossuth, Lajos) が、独立ハンガリー国家においてハンガリー語のみを公用語とし、ハンガリー国内における異民族の存在を認めなかった (ハンガリーにはハンガリー国民のみが存在すると公言した) ことについての不満が、特にイリリア運動と農奴解放運動を刺激し、反ハンガリーを掲げさせた。しかしかかるクロアチアの「反ハンガリー革命」が、必ずしも直接に「反革命」とはいえず、民族解放、農奴解放革命としての性格をも重複して備えていたことは、黒住氏によっても強調されている。<sup>(7)</sup> この場合、クロアチアの民族運動の指導者ガイ (Gaj, Jindevit)、クロアチア総督となったイエラチツチ (Jellacic, Josip)、「マティツァ・フルヴァツカ (Matica hrvatska)」は、大スラヴの統一をその最終理念としながらも、反ハンガリーとしてのクロアチアの自治を守るために帝国の枠内での自民族解放をクロアチアにとっての当面の最大の課題ととらえたのである。<sup>(8)</sup>

他方、スロヴァキア人の民族運動は、クロアチア人の運動とは若干異なっていた。スロヴァキア人は、一八四八年五月に、リプトフスキ・スヴェティ・ミクラージュ (Liptovskí sv. Mikáš; ハンガリー名リプトー・セント・ミクローシュ Liptósentmiklós) における民族集会に際しては、ハンガリー化を批判し、スロヴァキアの自治を要求しつつも、基本的には「自由」を掲げるハンガリー革命との友好と「ハンガリー王冠」<sup>(9)</sup>の下での忠誠を拒否せず、帝国の民主主義的改編を主張していくこととなったのである。<sup>(10)</sup>

スロヴァキア人民族運動指導者で、スラヴ会議においても積極的に文化的・スラヴ主義を主張した、コラール (Kolár, Jan) シャファールク (Safárik, Pavol Jozef) らの流れを継ぐスラヴィストであるシュトゥール (Štúr,

Ludovít) 及びルター派のフルバン (Hurban, Jozef Milioslav), ホッジャ (Hodža, Michael Milioslav) らは「イエラチツチと同様、オーストリア皇帝派と結んで民族軍をハンガリーにさしむけようとするが、スロヴァキア人民衆の多くはこれに従わなかったのである。<sup>(1)</sup>

この違いはどこからきたのかを論ずることは困難であるが、少なくともクロアチアが、長期に亘る自治権を享受していたが故に、これを犯すハンガリー革命の行為に対しては、貴族のみならずクロアチア民衆（農民）においてさえ共同で対抗できるだけの運動の基盤、自治意識をもっていたという意義は大きい。他方、スロヴァキアでは、「文化的スラヴ主義」が未だ知識人を中心とする啓蒙活動であったことから、現スロヴァキアの首都、ブラチスラヴァを根拠地とするハンガリー革命政府の政策に、スロヴァキア民族運動指導者が、クロアチアの民族主義者とは異なる期待をよせていたことも事実であろう。

一八四八年革命が、かかる諸民族の相互対立の中で挫折していくことにより、この時期にめざされたスラヴ人の民族解放と帝国改編の課題も、結局、実を結ぶことはなかった。しかし以上の経過にも示される如く、帝国内「スラヴ民族」は、一八四八年革命の段階では、汎スラヴ、大スラヴを理念としている民族運動も含め「諸民族の平等を基礎とした共存」を旨とする帝国の再編が、これらの民族利害を代表する最善のスローガンであったのであり、一八五〇年代に始まる種々の「連邦制」構想の基盤も、この革命と抗争の中で形づくられていったといえよう。

(注)

(一) Hans Kohn, *Pan-Slavism, Its History and Ideology*, Univ. of Notre Dame Press, Notre Dame, Indiana, 1953, pp. 65-68.

- (2) Rudolf Wierer, *Der Föderalismus im Donauraum*, Graz-Köln, 1960, S. 39-40. 八地域とは、(1)ドイツ人オーストリア、(2)チエコ(スロヴァキアを含む)、(3)ポーランド(ガリツィア、ハンガリー領ルテニアを含む)、(4)イリリア(シユクタイヤマルクのスロヴェニア地域)、(5)イタリヤ(南チロル、ロンバルディア、ベネチア)、(6)南スラヴ(ダルマチヤ、クロアチヤ、スラヴォニア、ヴォイヴォディナ)、(7)ハンガリー、(8)ルーマニア(トランシルヴァニア、ブコヴィナ)。
- (3) この問題については、田代文雄「一八四八年ハンガリー革命における少数民族問題」『史潮』五号、一九八〇年。黒住宏「一八四八年革命期のクロアチヤ問題の一考察」『東欧史研究』六号、一九八三年。羽場久泥子「ハプスブルク帝国末期のハンガリーにおける民族と国家」『史学雑誌』第九三編第二一号、一九八四年。を参照
- (4) Lawrence D. Orton, *The Prague Slav Congress of 1848*, East European Quarterly, Columbia Univ. Press, New York, 1978.
- (5) *Ibid.*, pp. 87-88.
- (6) *Kossuth Lejtos összes munkái*, XI kötet, Budapest, 1951, 732 old.
- (7) 黒住氏前掲論文。
- (8) *A Nagyírtokos arisztokrácia ellenforradalmi szerepe, 1848-49-ben; Magyarország újabbkori történetének forrásai, összegyűjtötte és szerkesztette Andics Erzsébet*, II kötet, *Iratok, 1848 március 15-1849 március 4*, Budapest, 1952, 129 sz. 136-141 old. László Deme, *The Radical Left in the Hungarian Revolution of 1848*, East European Quarterly, Columbia Univ. Press, New York, 1976, p. 68.
- (9) 聖イシュトヴァーンの王冠(St. István korona)の諸領邦をさす。一八九六年聖イシュトヴァーンの二、〇〇〇年祭の際における領土規定では、東経三三度三九分―四四度一〇と二分の一分、北緯四五度二五分―四七度三七と二分の一分の間に位置する自然国境(山脈及び河川)に囲まれた二七九、七五九km<sup>2</sup>の地域。即ち、現ハンガリー領土の他、スロヴァキヤ、トランシルヴァニア、バナト、ヴォイヴォディナ、クロアチヤ、スラヴォニア、ブルゲンラント、及びフィウメ港が含まれ
20. *A Pallas Nagy Lexikon*, XII kötet, Budapest, 1896, "Magyarország", 71-72 old.
- (10) *Magyarország története*, III köt., Budapest, 1961, 504 old. Deme, op. cit., p. 67.



(11) Tóth Zoltán, "Kossuth és a nemzetiérfi kérdés 1848-1849-ben", "Emlékkönyv Kossuth Lajos születésének 150. évfordulójára, II kötet, Budapest, 1952, 311-312. old.

《Ⅱ》 一八五〇—一八六〇年代

この時期は、一八四八年革命の挫折後、新絶対主義 (Neo Absolutismus) と呼ばれる帝国再建と民族抑圧政策に對抗して、東・中欧の諸民族が、再び民族の共存と積極的な「連邦」構想を掲げて運動を高揚させる時期である。また、東・中欧のみならず東・中・南欧規模で、「連邦」構想が論じられた時期でもあった。

一八四八年革命後、帝国の多民族平等による改編の試みは一時頓挫したが、一八五〇年代に入ると、諸民族は、母語の使用権、自民族の信仰の自由、文化・行政の自治を要求して再び運動を開始した。かかる運動を指導したのは、セルビア人の東方教会僧侶ラヤチッチ (Rajčić, Josif)、スロヴァキア人のシュトゥール、フルバン、ルーマニア人のバルヌチウ (Bărunțiu, Simon)、『ヤンク (Iancu, Avram)』、『ギリシヤ東方教会僧侶シャグーナ (Saguna, Andreiu)』、『バルチエスク (Balcescu, Nicolae)』らであった。特に、『バルチエスク』は、革命後のルーマニアと周辺諸民族の連邦化を強く主張していた。<sup>(1)</sup>

ここに至って、民族運動指導者の目は、帝国内の民主的改編からヨーロッパ規模での東・中欧再編構想へと転じられてゆくのである。

他方、これに対し、一八六〇年代始め、ハンガリー人自由主義貴族たるテレキ (Teleki, László)、『クラブカ (Klapka, György)』、『コッシュュート』らは、ハンガリーの側からの「連邦」化構想をうち出した。コッシュュートの「ドナウ連

邦」構想は、人民投票によって少数民族の帰属を決定した上で、ルーマニア、クロアチア、セルビアと連邦関係を結ぶことを規定したものであった。<sup>(2)</sup>しかし、この構想は、彼自身の手紙にも示されているように、「連邦化して、一挙にヨーロッパの大国に成長」することを目した、当時のヨーロッパの勢力均衡(Balance of Power)の現実の中でハンガリーのとるべき道を権力政治の一環として示したものであり、東・中欧においてトルコ撤退後の対ロシア勢力を結集するため、ハンガリーが中心となって、諸民族国家の連邦(Søvese-g. Konfederation)を実現することを目的としたものであった。<sup>(3)</sup>従って、この段階でも、やはり、一八四八年革命当時と同じように、国内の諸民族は無視されただのである。

しかし、かかるハンガリーの Konfederation の構想が、イリリア (Illyria)<sup>(4)</sup>をも含むことが明らかとなると、まずセルビアの外相ガラシャニン (Garasani, Ilija) 、リステイチ (Ristic, Jovan) 、ついでヴォイヴォディナのセルビア人ラヤチッチ、及び、ルーマニア人連邦主義者のバルチェスク、亡命革命家ギカ (Chica, Ion)らが、このコッシュュートの構想に関心を示し始めた。

この問題に関し、若干具体的に考察してみよう。

セルビアの外相ガラシャニンの構想の基本は、オーストリア及びトルコ帝国支配下での、南スラヴ人の統一であった。ガラシャニンとコッシュュートらとの接触の結果、彼らは、クロアチア、スラヴォニアをセルビアへ割譲し、他方ヴォイヴォディナはハンガリーへ残すことを取り決めた上で、連邦化に関し、合意を見た。<sup>(5)</sup>

民族主義者ギカはワラキアで活動し、その後コンスタンチノーブルへ亡命して活動を継続した人物であるが、彼は、「アメリカ型」の連邦をうち出した最初の人物でもあった。ギカの発想の特徴は、以下の点にあった。

(1) セルビア、ルーマニア、ハンガリー、可能ならばポーランドが、連邦の構成国となるべきである。

(2) 特に、ハンガリーとルーマニアが軸となつて「汎スラヴ主義」に対抗するべきである。<sup>(6)</sup>

ここには、ロシアの脅威からの防衛に対し、スラヴ人をこえて、なおかつ一八四八年革命期に見られた帝国の枠組みをこえて、東・中欧の民族を團結させようとする発想がみられる。もう一つの特徴は当時のアメリカの国家形態に対する評価の高さである。以後、東・中欧における一九世紀後半から二〇世紀初頭の連邦化構想には、アメリカ型あるいは「合衆国」型の連邦化構想が次々と現れることとなるのである。

ギカの構想と平行して、ルーマニアにおける一八四八年革命指導者の一人バルチエスクは、ロンドンでハンガリー人テレキ、クラブカと会い、具体的に連邦化構想を推し進めようと試みた。ここでバルチエスクがコツシュートをとびこえて、テレキ、クラブカと交渉しようとした背景には、ハンガリー王国内の諸民族とは妥協しようとしなないコツシュートへの反発と、国内諸民族への譲歩姿勢をも示すテレキ、クラブカに対する期待が存在していた。バルチエスクはここで、ハンガリー、ルーマニア、南スラヴによる「ドナウ合衆国」の構想を示した。その骨子は、以下の如くであった。

(1) ハンガリー、セルビア、モルダヴィア、ワラキア、ブコヴィナ、ベッサラビアの統合。

(2) 連邦の基本は、地方分権 (Decentralization) にある。

(3) 共同の大臣は、戦争・外交及び商業・運輸の三点のみとする。

その他の点については、この「合衆国」構想は、その後一八六七年に締結されたオーストリアとハンガリーの「妥協 (Ausgleich: Kiegyezés)」に類似して<sup>(7)</sup>いた。

コツシュートは、このバルチエスキの構想に反対した。彼の反対の第一の理由は、ハンガリーにおけるトランシルヴァニアの分割が、「ハンガリー王冠の領土」の一体性を危うくし、北のスロヴァキア、南の南スラヴ、北東のルテナ、西のオーストリア（ブルゲンラント）の喪失につながる、ということであつた。このことは、ハンガリーの解体を意味するものであつたのである。

しかしコツシュートは、テレキの説得と、ハンガリー国内及びヨーロッパ全体の情勢を考慮した結果、彼が一八六二年にうちだした「ドナウ連邦」構想では、バルチエスキの要求をも一定程度受け入れる方向に変化していった。

こうして、一八五〇—一八六〇年代のヨーロッパ全体を視野に入れた東・中欧の連邦構想の發展は、国内諸民族に対する帝国内支配民族の讓歩も引き出してくることとなつたのである。

但し、コツシュートの「ドナウ連邦」構想は、基本的に、ハンガリー国家が國際的な権力政治の下で生き残ることを原則としたものであり、諸民族の解放と平等な自治の獲得への讓歩を重ねればハンガリー自体が弱体化するというジレンマを内包したものであつた。そうであればこそ、コツシュートの「ドナウ連邦」案は、ハンガリー国内諸民族との共存をも考慮しようとしたまさにその時点で、ハンガリー国内大・中貴族の反対にあい、葬り去られてしまふのである。

一八六〇年代半ばに入ると、東・中・南欧レヴェルでの連邦化構想の拡がりの中で、諸民族の要求はより具体的なものとなつていった。

その第一は、ハプスブルク帝国、ハンガリー王国を、平等権を持つ民族の連邦国家に再編すべしというものである。第二は、諸民族に、領土的・立憲的自治を保障せよというものであつた。中でも、セルビア人、ミレティッチ

(Milletic-Svezár) は、クオアチア、スラヴオニア、グルマチアの三位一体王国 (három-egy királyság) を主張し、ハンガリー王冠の下での立憲的自治権を要求した。<sup>(8)</sup>

一八六〇年前半期は、まさに東・中欧の連邦制を要求する動きが帝国内部の体制をも変革しうる程に成長しつつあったのである。

かかる連邦制要求と国家改編の動き、帝国の民主主義的解体をも示唆する運動の高まりの中で、帝国内外のスラヴ民族の勢力の伸長とハンガリー領土の縮小を恐れたハンガリー政府側指導者エトヴェシュ (Eötvös, József, デアーク (Deák, Ferenc) らは、コッシュートの「ドナウ連邦」構想が、諸民族に過大に譲歩したという点に対して不満を示した。その結果、ハンガリー支配層は、一八四八年ハンガリー革命以来の「独立」の旗を降ろし、「唯一不可分の政治的国民ハンガリー人」を掲げて、帝国維持、スラヴ民族の勢力の抑制を望むオーストリア皇帝派に接近し、普墺戦争で敗北し、弱体化した帝国との「妥協」へ向かって行くこととなるのである。<sup>(9)</sup>

既に、この時点での東・中欧の連邦制は、帝国の支配民族が自らの特権的地位と広範な領土支配とを捨てて、各地域で多数を占める諸民族の平等と自治を原則とした時のみ、実現するものであった。このことを否定することによって、ハンガリー政府は自覚を強めてきた自国内諸民族に対し、より一層の圧力をもって支配強化をおこなわざるをえず、このことが逆にまた諸民族のあいだに、ハンガリー民族との共存の困難さと、ハンガリー人を除いた連邦、連合の方針を取らせていくこととなるのである。

一八六六年四月、ハンガリー王国議會の一〇%を占める四〇名の少数民族議員は、全民族における言語の自由とその保障を要求し、「少数民族法」の採択を主張するが、この法令の採択は延期され、結局、一八六七年の「妥協」に

よって反古となった。一八六八年、「妥協」後、採択された「民族法」は、二年前の「少数民族法」に比し著しく後退したものであり、母語は、下級行政機関、司法、教会及び教育・文化のみに限定されていたのである。<sup>(1)</sup>

こうして第二段階の民族要求は、上からの「妥協」によって帝国からの自民族の解放をも棚上げすることにより、自国内諸民族運動の抑制をめざした、デアークラハンガリー政府指導層によって、再び却下されてしまったのである。

(注)

(1) *Magyarország története*, VI (1848-1890) — I (1848-1867), Budapest, 1979, 481-486 old. György Mérei, "Föderation-splane in Süd-europa und die Habsburger Monarchie in den Jahren 1849-1914", *Neuvelles études historiques*, II, Akadémiai, Budapest, 1965, S. 13. Keith Hitchins, *Orthodoxy and Nationality: Andreiu Şaguna and the Rumanians of Transylvania, 1846-1873*, Harvard Univ. Press, Cambridge, 1977, pp. 120-121.

(2) コミュニートのコナウ連邦構想の全文は 'Kossuth Lajos iratai, Hatodik kötet, Történelmi tanulmányok, Első rész: 1863-1866 vérig, sajtó alá rendezte Kossuth Ferencz, Budapest, 1868, 9-12 old. また '羽場『史学雑誌』前掲論文をも参照。

(3) ドナウ連邦構想作成にあたっての目的・意義を説いたコミュニートの手紙は 'Kossuth Lajos levele Károlyi Györgynek 'krónéhez', 1863 június 20-dikán, *Dokk Ferencz beszédei, Ötödik kötet, összesgyűjtötte Kónyi Mándó*, Budapest, 1903, 60-71 old.

(4) バルカン半島西部のアドリア海に面した領域。現在のユーゴスラヴィアのほぼ全域及びイタリア北東部、アルバニアを含む。コシュートの文脈では、クロアチア及びセルビアを含む南スラヴ一帯と解しうる。

(5) Stavrianos, L. S., *The Balkan Federation*, Connecticut, 1964, p. 68.

(6) *Ibid.*, p. 69.

(7) 即ち、行政、司法、その他の執行に際しては、基本的に各地域の自治に委ねるといふもの。

- (8) *Itatok a nemzetiségi kérdés történetéhez Magyarországon a dualizmus korában, 1867-1918.* (以下「INKTM 略」) 1  
 köt. 1867-1892, összevűjtötte és jegyzetekkel ellátta: Kemény G. Gábor, Budapest, 1952, 4 sz. 15-16 old. 1867 márc. 18.
- (9) Szabad György, "Nacionalizmus és patriotizmus konfliktusa az abszolútizmus korában", *A magyar nacionalizmus kialakulása és története*, Budapest, 1964, 163-164 old.
- (10) 民族法の全文 (15-298) は「INKTM, I köt. 45 sz. 163-167 old. 1868 dec. 6.

〈III〉 一八七〇年代—世紀転換期。受動的抵抗運動と「ハンガリー化」の時代

「妥協」は、オーストリア帝国政府にとっては、ハンガリー人以外の国内諸民族への譲歩をも必然的なものとしたが、自国内民族をおさえて「妥協」をかちとったハンガリー政府にとっては、国内諸民族への支配をより強化する傾向を生み出した。その結果、オーストリア側では一定の連邦制的自治機構がその政体の弱体化故に導入されることとなったが、ハンガリーでは逆に「妥協」以降、一八六〇年代において燃え上がった民族運動は抑圧され、諸民族は受動的な運動へと転換を余儀なくされることとなった。その結果、この時期の民族運動は、国家地域再編よりも、自治、言語・教育権などの最小限要求に重点が移らざるを得なかった。

かかる運動の転換に際し、最も成功したのがクロアチア人である。クロアチア人は、一八六八年に、一八六七年の「妥協」にならった、ハンガリーとクロアチアとの「妥協」により、ハンガリー王冠の下に、制限つきではあるが一定の自治を認められることとなった。<sup>(1)</sup>

「妥協」、三重、四重王国化の試みは、チェコ人、ポーランド人によってもなされたが、ハンガリー人の強い反対と、帝国政府のロシアに対する脅威によりいずれも実現されなかった。

他方、ウオイヴォディナのセルビア人は、一八六六年にミレティッチにより、ブダペシュトの商人、都市の知識人の間に「セルビア人民族自由党 (Serb Nemzeti Liberális Part)」を形成し、またノーヴィツァド (Novi Sad: ウィーヴイデーク Ujvidek) に民族組織「青年 (Omladina)」を形成して、ハンガリー内野党と結び、ハンガリーの改革と民族の独立を要求することによって、自民族の発言権を維持しようとした。<sup>(2)</sup>

一八八〇年代に入ると、セルビア人民族自由党内部の急進派トミッチ (Tomić, Jaga) が『旗 (Zastava)』を、ポリト・デサンチッチ (Polit-Desančić Mihajlo) が『誓 (Branik)』を発行し、民族教会の自治を要求した。この時期における彼らの要求の基本ラインは、一八五〇—一八六〇年代からは大きく後退し、一八六八年の民族法を守れというものであり、既にこの法律に定められている地域での少数民族の言語的・文化的諸権利すら守られなくなっている実態を示していた。「妥協」以後、諸民族の運動を抑圧し指導者を一掃する中でハンガリー政体の中央集権化、「ハンガリー化 (magyarosítás)」政策は、諸民族にとつての抑圧的状况を呈示していたのである。

次にスロヴァキア人を見てみよう。

スロヴァキア人は、知識人、新興ブルジョアジーを中心に、一八六〇年代には言語権、教育権を要求する闘いを開始していた。

一八六一年にトゥルチアンスキ・スヴェティ・マルティン (Turčianski sveti Martin: トゥローツ・セントマールト) (Turbcsenimarton) の民族大会で「覚書 (Memorandum)」が採択され、以後「ハンガリー人と連合して」民族の解放と市民権を獲得しようとする運動が拡がった。

この「ハンガリー人との連合」のスローガンは、スロヴァキア民族のみの運動ではあまりにも脆弱で危険が伴うが



故の妥協であったともいえよう。

これに対し、地域において実践的影響力を持ったのが、マティツァ・スロヴェンスカ (Matice Slovenska) やパラリック (Palatík, Ján) の『新学派 (Nový škola)』の動きであった。彼は、民族自治と、スロヴァキア各地におけるスロヴァキア語の公用化を要求し運動を発展させた。また、一八六八年には、建築家ボブラ (Bobula, Ján) を中心に、ベシュトの民主主義者により『スロヴァキア新報 (Slovenské noviny)』が刊行され、民族法の修正を訴えた。

しかし、一八七〇年代に入ると、「ハンガリー化」の波の中で、スロヴァキアのギムナジウムは次々と閉鎖され、また『新学派』の運動や、『スロヴァキア新報』の記事まで弾圧されることとなった。スロヴァキアの民族運動指導者は、『人民新報 (Narodnie Noviny)』を先頭に、一斉に「ハンガリー化」政策を批判したが、既に「ハンガリー化」の波を押しとどめることはできなかったのである。

こうして、一八七〇—一八〇年代に、スラヴ諸民族をはじめとするハンガリー内民族運動は、政府の「ハンガリー化」政策の強行の下で後退していかざるをえなくなる。

行き場をうしなつた民族運動は、議会内改革、即ち、普通選挙権の導入に望みを託し、一八九五年、ノーヴィサドやブダペシュトで少数民族大会を開催し、ルーマニア人、セルビア人、スロヴァキア人の参加により「県レヴェルでの民族自治の実現」を要求していくが、かかる運動は世紀転換期を迎えても具体的な要求獲得の成果は見られなかったのである。

このようなハンガリー政府の政策は、オーストリア側スラヴ民族の運動の高まりと対象的にハンガリー王国側スラヴ民族の運動の鎮静化を促したが、この時期におけるハンガリー人の（社会主義者をも含む）少数民族運動への無理

解が、第一次世界大戦の時期における諸民族の「共存」の試みに大きな障害となったことは事実であると言えよう。

(注)

- (1) クロマチアとの妥協の全文 (Š-708) 註 INKTM, I költ. 40 sz. 111-121 old. 1868 nov. 17.
- (2) じわぢぢ「ノヴァイサド問題」 INKTM, I költ. 34 sz., A-F., 87-96 old. 1868 jún. 27-sept. 6.
- (3) INKTM, I költ. 165 sz., 683-684 old. 1884 máj. 7.
- (4) *Kolekto dejiny Československa všeobné knihy*, Bratislava, 1978, str. 219-220.
- (5) INKTM, I költ. 103 sz., 367-368 old. 1872 okt. 23.
- (6) *Dokumeny k Slovenskému národnému hnutiu v rokoch 1848-1914*, III, 1885-1901, Zostavil František Bokes, Bratislava, 1972, 378 d., str. 277-281. INKTM, II költ. 1892-1900, 53 sz., 366-369, 56 sz., 402-403, 61 sz., 413-418 old.

#### 〈Ⅳ〉 一九〇五年

一八七〇年代から世紀転換期に至る、かかる受動的民族運動に新たな転機を呈示したのが一九〇五年であった。この時期、ロシア革命の反響も功を奏し、民主主義的国家再編の動きが再び活発化することとなり、スラヴ主義者の運動も新たに盛り上がることとなった。また、ハンガリー王国内部でも、「妥協」派に対する批判が議会内野党や知識人の間で高まり、彼らの間から諸民族の連邦化に理解を示すヤーシのような人物が登場してきた<sup>(1)</sup>。

こうした中で、まず、ルーミアニア人の間に、オーストリア内改革派、ルーエーガー (Lueger, Karl)、次期皇帝フランツ・フェルディナント (Franz Ferdinand) 大公と結び、ハンガリーを抑えて帝国内の諸民族地域を連邦化しようと試みる動きが広がっていた。

この首謀者は、ポポヴィッチ (Popovic, Aurel)、ヴァイダーウオエヴォド (Vaida-Voevod, Alexandru) であつた。その構想はポポヴィッチの著書、『大オーストリア合衆国 (Die Vereinigten Staaten von Gross-Österreich)』にまとめられている。彼の構想は、当初、クロアチア人のラウホ (Rauch, Pavao)、スロヴァキアのホツジヤ (Hodža, Milan) をもひきつけた。ポポヴィッチの構想は以下のごとき骨子を持っていた。

(1) 二重制は、最終的にハンガリーの独立と帝国の崩壊を招くものである。連邦化こそハブスブルク帝国安定化の基礎である。

(2) 連邦は、次の一五州からなる。①オーストリア (四二議席中七議席)、②ドイツ人ボヘミア (二)、③ドイツ人モラヴィア (一)、④ハブスブルク帝国 (七)、⑤トランシルヴァニアのセーケイ人地域 (一)、⑥チェコ人ボヘミア・モラヴィア (五)、⑦スロヴァキア人 (二)、⑧クロアチア (三)、⑨スロヴェニア (一)、⑩ヴォイヴォディナ (一)、⑪ポーランド人西ガリツィア (三)、⑫ルテニア人東ガリツィア (カルパチアロシアを含む) (三)、⑬トランシルヴァニアのルーマニア人地域 (四)、⑭トリエステ (一)、⑮トレンチノ (一)。

(3) 連邦国家は、普通選挙権と自治を基礎とし、立憲君主国の形態をとる。<sup>(2)</sup>

ポポヴィッチの連邦構想は、かなり地域的にも具体性をもっており、また、その名のとおりアメリカ合衆国の州自治を基礎とした地域自治の上に成り立つ緩やかな連邦制という点でも、現体制の国家機構を大きく改編することなく実現しうる構想であつた。かかるオーストリア「合衆国」構想は、当初、オーストリア内改革派と、カトリック系の南スラヴ民族 (クロアチア人、スロヴェニア人) の支持を得た。しかし彼の構想の弱点は、所詮、立憲君主制とウィーンへの中央集権制を崩すものではなかつたという点であり、このことがより広範な自決権を要求するチェコ人、ボ

ーランド人の抗議をひきおこし、セルビア人も一九〇六年からハブスブルク帝国との交渉を中断する事となった。スロヴァキア人ホッジャらもやがてポポヴィツチの立憲君主的中央集権主義に反対し、後に見るように、自治、共同の利益を掲げて新たな構想をうち出すこととなる。

以下、セルビア人、スロヴァキア人の動きを追ってみよう。

世紀転換期以降、南スラヴ民族の自治の拡大を要求するセルビア人、クロアチア人の中には、「クロアチア・セルビア連合」の動きが徐々に高まっていた。一九〇五年一月には、「進歩党(Napredna stranka)」指導部及びスプリットの市長トルムビッチ(Trumbić, Ante)、「農民党(Seljačka stranka)」のラディッチ(Radić, Šepan)らにより開催されたフィウメ大会で、フィウメ決議が採択された(農民党は賛成しなかった)。ここでは、「クロアチアとハブスブルク帝国内ハンガリー人野党との相互協力の下に」、ダルマチアとクロアチアの統一、「妥協」で保証された自治権の維持と拡大、経済的独立等が要求された。<sup>(3)</sup>これは、「ハンガリー化」支配に対する具体的牽制でもあった。

これに基づき、クロアチア権利党(Hrvatska stranka prava)、「進歩党」社会民主党及びセルビア民族独立党(Srpska narodna samostalna stranka)、「セルビア民族急進党(Srpska naroda radikalna stranka)」により、「クロアチア・セルビアの共同、南スラヴの民族的・国家的独立を原則とした「クロアチア・セルビア連合(Hrvatsko-srpska koalicija)」が確立されたのである。<sup>(4)</sup>これを機に、運動は再び、帝国の枠組みにとどまらない南スラヴ民族解放の運動が目指されることとなるのである。

他方、スロヴァキア人の間でも、一九〇五年の転換の中で、フリンカ(Hlinka, Andrej)が「カトリックのスロヴァキア」「人民党(Narodnej strany)」の左派として現れ、また、マサリクを支持する『フラス・ヒラス：声』派が抬頭

してきていた。<sup>(5)</sup> また社会主義者の間でも、ようやく、民族解放を階級抑圧からの解放と別個に、独自に追求しようとする動きが現れ始め、スロヴァキアの民族的自立を主張するレホツキー (Lehocký, Emanuel) のグループが『スロヴァキア労働新報 (Slovenské Robotnícke Noviny)』を発行しつつ、スロヴァキア人労働者の組織化を開始していた。<sup>(6)</sup> しかし、こうした中で、帝国全体の再編を見通していたのは、特に、西スロヴァキアを基盤に活動していた「人民的農民運動 (ľudové agrárne hnutie)」を指導するホツジャであった。

ホツジャは、当初、ポボヴィツチの「合衆国」構想にはかなり其感を示していた。しかし、彼は、一八四九年、及び一八六七年の経験から、大オーストリア議会内部での改良を信じていることができなかったため、最終的にはこれを拒否し、「ドナウ流域諸民族の共通の利害に基づく帝国の再編」、即ち、帝国の枠組みをも越えたドナウ流域諸民族の連邦化、を徐々に要求していくこととなる。

ホツジャの要求は、『諸民族の中歐連邦 (共和国) (Central European Commonwealth of Nations)』に集約でき

る。彼は言う。スロヴァキア人は、小さいが、完璧に民主主義的な民族である。「このことは、スロヴァキア人が貴族層を持たず、殆どが農民によって構成されていることから立証される。」また、スロヴァキア人は、トランシルヴァニアのルーマニア人、クロアチア人のように、外部に依るべき民族を持たない。かかるスロヴァキア人にとっての<sup>(7)</sup> 闘いの保証は、唯一、帝国内部における民族の共同行動である。

彼は、スラヴ民族が一民族では弱体であるが故に、ドナウ河を中心とする河川経済、及び政治的・軍事的な利害の共通性の中で生きることが自民族にとって最善の道であると考えたのである。

それ故、ホッジャは一時、オーストリア社会民主党、アドラー (Adler, Viktor)、レンナー (Renner, Karl)、バウアー (Bauer, Otto) らの文化的自治案にも接近するが、最終的にはより民主主義的かつ緩やかな地域連合をめざし、チェコ及びハンガリー民主主義者と結ぶ方向にすすんでいく。

以上の如く見てくると、一九世紀半ばの民族覚醒の時期から、二〇世紀初頭に至る時期におけるスラヴ民族の運動は、全体として次のように特徴づけられよう。

(1) 一八四八年革命期においては、「スラヴ民族」が強調されつつも、民族の解放は帝国の枠内での改編として論じられた。しかし、ハンガリー革命、オーストリア革命共に、革命をめざす支配民族の側には、諸民族平等の理念は未だなく、それ故、それぞれの民族解放の試みが民族間の敵対を産み、革命の挫折と、国家再編の挫折を導いた。

(2) 一八五〇—六〇年代は、諸民族が革命挫折を経験した後、連邦化の要求が帝国の枠組みをこえ、ヨーロッパ国際政治を視野に入れて東・中・南欧規模で論じられ、そのもとで各民族の連帯と共存がみられた。しかし、この構想が、ハプスブルク帝国、ハンガリー王国の東・中欧支配の枠組みを崩すものであるが故に、最終的には上からの「妥協」によって再び挫折を余儀なくされた。

(3) 「妥協」後は、ハンガリー政府は、オーストリアに対し強い立場で妥協を結びえたが故に、衰退しつつあるオーストリア側のような諸民族への譲歩と緩やかな自治は導入せず、積極的な中央集権的「国民国家」形成に尽力したが、このことがハンガリー内スラヴ民族運動を、一八四八年革命以前の文化的諸権利獲得運動の段階にまで後退させるとともに、その弾圧政策は、従来より周辺諸民族との「共存」「連合」によってのみ自民族の安寧がありうると思っていた小スラヴ民族のハンガリー人不信と離反を強めていき、第一次世界大戦末期における諸民族の分離・独立への

基盤を準備した。

(4) 世紀転換期以後、民主化要求の中で出された連合案、諸民族の共存案は、帝国解体後の東・中欧諸民族の国家形態の一つの基礎を呈示した。

これが大戦の中でどのように変容していったのかを次に見てみよう。

(注)

- (1) これについては、羽場『史学雑誌』論文参照。
- (2) Dr. Milan Hodža, *Federation in Central Europe: Reflections and Reminiscences*, London, 1942, p. 26. Rudolf Wierler, *Der Föderalismus im Donauraum*, a. a. O., S. 116-117.
- (3) *INKTM*, IV köft, 1903-1906, Budapest, 1966, 63 sz., A. B. 628-631 old.
- (4) *INKTM*, IV köft, 63 sz., G. 634-635 old. *Povíest hrvatskog naroda g. 1860-1914*, Zagreb, 1968, str. 230.
- (5) *Kolektiv dejiny Československa národné laxy*, str. 249.
- (6) Kende János, *A Magyarországi Szociáldemokrata Párt nemzetiségi politikája 1903-1919*, Budapest, 1973, 57, 59 old.
- (7) Milan Hodža, *Federation in Central Europe*, op. cit., pp. 37-38.

### III 第一次世界大戦下のスラヴ民族問題

以上の如く分析してきた民族の「連邦制」模索の方向は、第一次世界大戦の勃発以降、大きく変化していくことになる。何よりも第一次世界大戦の勃発、より直接的には、次期皇帝フランツ・フェルディナント大公の暗殺により、フランツ・フェルディナントと結んだオーストリア内改革派による、帝国の立憲的再編をめざす動きは、一時途絶え

表2 戦争中の非ハンガリー人に対する裁判

一般裁判	件数	徴罰	審議未了
スロヴァキア人	1060	350	41
セルビア人	1938	599	87
ルーマニア人	1873	552	133
ウクライナ人	528	134	12
イタリア人	78	26	—
全 体	5477	1661	273

軍事裁判	件数	徴罰	審議未了
コロジュヴァール国防裁判所 (クルジュ)	5299 (女性 1161)	539	1276
セゲド	989 (女性 611)	38	472
ブダペシュト中央裁判所	139	—	—
ブダペシュト国防地方裁判所	245	12	91
カッシャ (コシツェ)	50	—	—
ボジョニ (ブラチスラヴァ)	198	72	71
ザグレブ	8663	93	4364
全 体	15583	754	6274

出典：Kende János, *A Magyarországi Szociáldemokrata Párt nemzetiségi politikája 1903-1919*, Budapest, 1973. 82 old.



ることとなる。このことは、クロアチア人、ルーマニア人等、帝国内指導者と結んで連邦化、三重、四重王国化を目指す動きに、一定の影響を及ぼした。

第二に、戦争そのものは、民主主義的諸権利と民族自治に大きな制約を加えることとなった。

特に、同じ「スラヴ」民族であるセルビア、「汎スラヴ主義」盟主であるロシアへの宣戦布告以降、帝国内のセルビア人、ウクライナ人への弾圧が、特に軍部のレヴェルで強化された。スパイ、反国家的活動の名目で、多くの民族運動活動家及び一般市民が逮捕・投獄され、軍事裁判にかけられた。(表参照) このことが、帝国政府に対するスラヴ諸民族の期待を当然弱める結果を招いた。

こうした中で、一九一七年、厭戦気分と講和要求の高まりの中で起こったロシアのツァーリ体制の崩壊と民主主義政府の樹立、続く社会主義革命の勃発と講和・民族自決の呼びかけは、ハプスブルク帝国内の諸民族運動に根本的な変化を引き起こした。

第一の変化は、ロシア・ツァーリ体制の崩壊により、ツァーリの主導によるスラヴ民族解放を主張していた組織が同盟の相手を失い、その後三国協商との関係から、フランス、イギリス政府に解放の支援を求めていったことである。第二の変化は、続くロシア社会主義政府の樹立と民族自決の呼びかけ、加えて、戦線離脱したロシアにかわって参戦したアメリカのウイルソン大統領による「新外交」の開始、あるいはポーランドの独立が、帝国内諸民族の間に、帝国の枠組みを取り払った自立的解放の現実的可能性を示し始めたことである。

第三の変化は、ブレストリトフスク以降のドイツの強化とオーストリア帝国の弱体化が明白になり、オーストリアのドイツ依存が強まると、スラヴ諸民族の解放の展望が閉塞状況になるといふ恐れから、諸民族が帝国を見限り始め

たことである。

これらの変化は、一九一八年春から夏にかけて起こった。かかる状況の中で、チェコ人、クロアチア人、ポーランド人ら、亡命政治活動家による独立要求は、列強の対ドイツ、対ロシア、及び戦後のヨーロッパ再編の政策と一致することによって急速に浮上してきたのであった。

このような国際状況の変化を反映して、帝国内のスラヴ諸民族の運動も、帝国解体の方向へ、分離・独立の方向へと短期間で急激な展開を見せることとなる<sup>(2)</sup>。

即ち、帝国内部の民族運動が、分離・独立を表明していくのは、一九一八年春以降、中欧の強国としての帝国の存在がもはや不可能になってからであつたのである。

最初に、独立の表明を行つたのは、クロアチア人であつた。

一九一八年五月一日、彼らは独立ユーゴスラヴィア国家の要求を大会で提出した。これに先立つ一九一八年四月、ローマにおいてハプスブルク帝国内の民族大会が開かれ、ここでは帝国から分離して独立国家を要求することが主張された。イタリアの領土要求に対抗しつつ、この主張を推進したのはトルムビッチ (Trumbić, Ante) であつた<sup>(3)</sup>。

一九一八年九月には、ロンドンにおいて、被抑圧民族の社会主義者国際大会が開催され、ここに参加したルーマニア人ボルテシュ (Borges, Ion) は、被抑圧民族の労働者が資本家と異民族との二重の抑圧の下にあることを強調し、その後、トランシルヴァニアの民族党と結んで民族会議を形成し、分離を準備していくこととなる<sup>(4)</sup>。社会主義者と民族主義者の共同による分離・独立への方向が、これによって開かれたのである。

一九一八年一〇月には、ザグレブで、南スラヴ民族主義者大会が開かれ、ここで新しい南スラヴ国家の臨時政府形

成の要求が出され、独立は直接の日程にのぼることとなる。

他方、ウオイヴォディナでは、土地・経済の社会化が社会主義者によって叫ばれていたが、彼らも、一九一八年一〇月二日、スボテイツァ (Subotica; サバトカ Sabatka) において、クロアチア人、セルビア人の自決を主張するに至った<sup>(6)</sup>。

またスロヴァキアでも、一九一八年一〇月三〇日、マルティンにおいて「スロヴァキア民族会議 (Slovenská národná rada)」が樹立されて、スロヴァキアの分離・自決を宣言した。三一日、大会に参加したホツジヤはチェコとの合同を提案し、採択された<sup>(6)</sup>。

但し、かかる分離宣言は、その民族の最終的な帰属のあり方、国家形態をも決定した訳ではなかった、という点は、強調されねばなるまい。それぞれの民族内部にも、分離後の自民族の国家形態については、種々の選択肢が存在していた。

まずクロアチア人に関して言えば、亡命政治家トルムビッチはセルビアとの同権を基礎とした南スラヴ国家形成を目指していたが、いかなる連邦国家を形成するかに関しては、クロアチア農民党のラディッチとセルビアの外相パシッチ (Pašić, Nikola) との間には、大きな違いが存在していた<sup>(7)</sup>。

就中、ラディッチは、第一次世界大戦期まで、三重王国化を要求していた人物であり、「バルカンとの同盟」よりもクロアチアの経済・社会改良に関心を払っていた。特に、大土地所有制の解体と、土地改革によるクロアチア農民の生活向上、それを基盤とした農本的な豊かなクロアチア社会が彼の目指すものであった。

その後、彼は連邦化構想に関心を抱くこととなるが、彼の目した連邦国家は、トルムビッチの如く、西欧列強と結

ぶことよつてヨーロッパ國際政治の中に一定の外交的役割をもつて位置付けられた南スラヴ連邦国家ではなく、農民リーダーに導かれ、それぞれが自治単位をもつた南スラヴ連邦国家であつた。この「南スラヴ」連邦国家には、セルビア、クロアチア、スロヴェニア、モンテネグロのみならず、ブルガリアも包摂される予定であり、また将来的には、エーゲ海、バルト海にも拡げられる構想を示していた。<sup>(8)</sup>

かかる点では、ラディッチの連邦構想は、國際政治との關係において南スラヴがいかなる位置を占めるかという点よりも、「農民党」的國家の相互協力關係という形で内に向けられていたのであり、その点で、國際政治をならんで歴史の動静を見抜き、列強の支持を取り付けた亡命政治家の實力を凌ぐことはできなかったと言える。しかし他方で、この「農民的統一性」の視角は、亡命政治家のナシヨナリズムやスラヴ民族主義をこえて、まさに Green International として拡がる可能性をも示していたのである。

一九一八年一月二四日、ラディッチはザグレブの民族議會において、平等に基づく連邦制の保証のないセルビアとの統一に、唯一人反対の表明を行つた。同時期に開催された、三〇〇〇人のクロアチア農民党代表の集會においても、セルビアとの統一を採択した民族議會の決定は否決された。

最終的に、「コルフ宣言」を基礎とした、パシッチ・トリムビッチの妥協に基づき、カラジヨルジェヴィッチ王朝の下、セルボ・クロアート・スロヴェニア王国樹立が宣言されて以降も、ラディッチを中心とするクロアチア農民党は、南スラヴ連邦と独立クロアチア(スロヴェニアを含む)の綱領を採択し、独立の憲法、議會を持つ「中立のクロアチア農民共和国」を掲げて、協商國にも要求を提出して行くこととなるのである。<sup>(9)</sup>

同様のことがスロヴァキア人の間にも見られた。即ち、チェコとの完全な合同を望むシュロパール(Šrobár,

Vavrinc) 派に対し、より妥協的で、ハンガリー側からの譲歩に対しても関心を払い続けていたのはやはり農民党のホッジャであった。

ホッジャは、先にも述べた『諸民族の連邦 (Commonwealth of Nations)』の理念に基づき、「独立」宣言以後も、旧国内の周辺諸民族との共同 (Co-operation) による国家建設が必要であると考えていた。彼は、小国が勢力均衡 (balance of forces) の中で無視できない存在となるためには、小国が共同してあたる必要がある、と考え、その限りでは、チェコのみならず、ハンガリーとも、共通の利害に基づき共同する可能性を考慮していたのである。<sup>(10)</sup>

ルーマニア人についても、民族党のポプ・チチオ (Pop-cicio, Stefan) らと、社会民主主義者のイサク (Isac, Emil)、ワルエラシュ (Flueras, Ion) との間には、ルーマニア王国との完全な無条件合同か、ルーマニアの政体の民主主義化という条件の下での合同か、という、決定的な違いが存在し続けていた。しかし、トランシルヴァニアのルーマニア人民衆の統一要求及び反ハンガリー民族意識の高まりの中で、社会民主主義者らは、最終的には、民族党に率いられる民衆の流れに押されて、無条件統一を支持してゆくのである。<sup>(11)</sup>

以上見てきた如く、第一次世界大戦末期、一九一八年春と夏以降にかけて、帝国内諸民族は、急速に諸民族の連邦制から分離・独立の方向に移っていくが、分離宣言以降も、新国家の方針は種々の対立と問題を孕んでいたと同時に、必ずしも現在見られる国境線と国家形態が予想されていたのではないことを強調しておかねばならない。即ち、クロアチア人についても、スロヴァキア人についても、セルビア人あるいはチェコ人以外の諸民族との共存・連合の下に、自民族の安定化をはかろうとしていたのであり、ハンガリー人、ルーマニア人らとの共存も未だ摸索され続けていたのである。これを最終的に不可能にしたのは、ハンガリー人の領土保全の固執、世紀転換期の「ハンガリー化」政策

からくる諸民族のハンガリー人に対する不信、加えて、周辺諸民族の軍事的介入と列強の圧力であったと言える。その点について、最後に考察を行っておきたい。

(注)

- (1) 一九一七—一八年における国際政治の転換と、それがハプスブルク帝国内諸民族に及ぼした影響については、Arno J. Mayer, *Political Origins of the New Diplomacy, 1917-1918*, Yale Univ. Press, 1959. 『ウィルソン対レーニン』新外交の政治的起源、一九一七—一九一八』岩波現代選書、一—二（一九八三）及び『Politics and Diplomacy of Peacemaking: Containment and Counterrevolution at Versailles, 1918-1919. New York, 1967.』を参照。
- (2) この過程についての国内・国外の諸民族運動の（チェコ中心ではあるが）詳細な研究については、Z. A. B. Zeman, *The Break-up of the Habsburg Empire, 1914-1918: A Study in National and Social Revolution*, New York, 1977. を参照。
- (3) Dimitrije Djordjevic, *The Creation of Yugoslavia, 1914-1918*, Univ. of California, California, 1978, pp. 61-62.
- (4) Al. Porjeanu, "Mișcarea muncitorească și socialistă din Transilvania pentru unire", in *Destinșirea unității statului național român; Unirea Transilvaniei cu vechea Românie*, sub. redacția Miron Constantinescu și Ștefan Pascu, București, 1968, p. 293.
- (5) Kővágyó László, *A Magyarországi délszlávok, 1918-19-ben*, Budapest, 1964, 63-64 old.
- (6) *Kolektiv dejiny Československa včebné texty*, str. 293. *Magyarország története*, VIII kötet, 1918-1945, Budapest, 1978, 101 old.
- (7) 一九一八年春—秋にかけてのラディッチ、ペンシッチの国家構想の違いについては、D. Jankovic-B. Krizman, *Graba o stvaranju Jugoslovenske države, 1918*, Beograd, 1964, str. 174-175, 338-339, 393-399, 413-415. を参照。

- (8) L. S. Stavrianos, *Balkan Federation*, op. cit., p. 214.
- (9) Dimitrije Djordjevic, *The Creation of Yugoslavia*, op. cit., pp. 188-189. L. S. Stavrianos, op. cit., pp. 214-215.
- (10) Mian Hodža, *Federation in Central Europe*, op. cit., pp. 74-75.
- (11) Miron Constantinescu, "Actul unirii, 1 decembrie 1918", in *Descrierea uniunii și socializării statului național român*, pp. 411-412. 《Adevărul》 din 5 ianuarie 1919; *Presă muncitorească și socialistă din România*. Institutul de studii istorice și social-politice de pe lângă C. C. al P. C. R., vol. 3, București, 1971, pp. 75-76. この問題に関しては、拙稿「ハンガリーにおけるルーマニア少数民族問題」『国際関係学研究』(津田塾大学)、一九八四年、三月、第一〇号、七二—七三頁参照。

#### IV ハンガリー革命期における国家再編の最後の試み

一九一八年・秋—一九一九年・春

最後に、帝国解体後、革命政権が樹立されたハンガリーと諸民族との関係を考察しておきたい。

へ1 ハンガリー民主主義革命政権と諸民族

一九一八年一〇月三〇日、ハプスブルク帝国は解体し、ハンガリーでは、カーロイ(Károlyi, Mihály)を首班とする民主主義革命が勝利した。

ハンガリー新政府は、民族相にブルジョワ急進党党首のヤーシをすえ、諸民族との折衝を開始した。ヤーシは、帝国解体寸前に、「ハンガリーの将来とドナウ合衆国」というタイトルの著作において、帝国の民主主義的再編のアウト

トラインを明らかにしたが、解体後は、ハンガリーを東欧のスイスとする、という「東のスイス」構想により、地域自治を基盤とした民主国家の実現をめざして諸民族との交渉に当たることとなった。<sup>(1)</sup> ここにも東欧の民主主義者による、アメリカ型、スイス型連邦制への高い評価が窺えるが、実際には、この計画が、一、〇〇〇年続いたハンガリー王国領土の枠組みを崩すものではなかったことから、諸民族との歩み寄り極めて困難であった。

まず、スロヴァキア人から見よう。

(一) スロヴァキア人

一九一八年一〇月三〇日と三十一日に設立されたスロヴァキア民族会議は、チェコの民族会議にならって分離の宣言をおこなったが、それ以降も、彼らは、スロヴァキアにおける秩序回復と私的所有を守るため、ハンガリー革命政権の行政組織を支持し、連動しつつ活動していた。スロヴァキア民族会議の活動は、基本的には、チェコと結んで国家を形成するという方向をとっていたが、一部「特に東スロヴァキア」では、ハンガリーの政府筋の支援の下に、独立したスロヴァキア及びスロヴァキア人民共和国の構想が宣伝されていた。これに対し、スロヴァキア民族会議のブラハ在住メンバーは脅威を感じ、プラハの民族委員会に対し、兵をスロヴァキアに送り、スロヴァキア人の住む領土を占領するよう訴えた。その結果、ソコル(Sokol)のメンバーらからなる軍隊が、スロヴァキアに派兵され、一九一八年一月五日、シュロバールの指導の下に、チェコとの国境都市であるスカリツァ(Skalica; サホルシニア Sko-lec)に、臨時スロヴァキア政府が樹立された。

臨時スロヴァキア政府は、国境問題をめぐって、ハンガリー革命政府と対立したが、他方、ホッジャは、これとは若干異なった行動をとった。



一月終わり、ホッジャ、続いてスロヴァキア民族会議の代表が、ブダペシュトに到着し、かれらはハンガリー革命政府に対し、スロヴァキアにおけるハンガリー行政官の解任、ハンガリー軍の撤退、食糧供給、スロヴァキア領土の秩序回復、等について、提案を行った。

ホッジャは、民主主義革命政府民族相のヤーシとの会談の中で、スロヴァキア領土における広大な自治権、行政・秩序維持の国民防衛隊を含む主権をスロヴァキア民族会議に与えること、自治地域では、独自の民族議会を選出し、共同の問題については、スロヴァキア人とハンガリー人の民族議会及び国民議会の代表が話し合うことを要求した。<sup>(2)</sup>

これはホッジャが、チェコスロヴァキア軍のスロヴァキア地域における影響力の不確定さから、独自に、ハンガリーのカロイ政権との交渉によって、スロヴァキアを保証しようと試みたものであった。ホッジャの考えでは、スロヴァキアにとって、チェコおよびハンガリーとの「共存」は、同程度ではないにしろ、いずれも必要なものであると思われたのである。

しかし交渉は、最終段階で決裂した。

一九一八年一月三〇日、チェコ政府はホッジャの行為を批判し、公式の行動として認知しないことを主張した。

これは、協商国によっても支持され、二月三日には、ウィクスは、ハンガリー革命政府は、遅滞なく軍をスロヴァキアから撤退させるべし、という、フランシエリデスベレの覚書の実行を迫った。ハンガリー政府は、これを承認せざるをえず<sup>(3)</sup>、二月六日、スロヴァキア代表ホッジャとハンガリー代表バルタ(Barta, Albert)軍事大臣は、臨時中立地域設定について協定を締結した。しかしプラハのチェコ政府は、これをも無効と見なし、一二月二三日、パリではチェコの要請に基づき、より南部に国境線が決定されることとなったのである。(これにより、新スロヴァキア領

土内には、全人口の二七・八％（一九一〇、及び一九年人口統計）を占めるハンガリー人が残されることとなった。

以上の如く、スロヴァキアでは分離宣言後もハンガリーとの共存が試みられていたことは興味深い。そしてこの試みはまさに、協商国とより強力な近隣民族、チェコ人によって、崩されたのであった。

一九一八年一月一〇日、マルティンの北の都市、ジリナ (Žilina: ジョルナ Zsolna) において、スロヴァキア政府が、シュロヴァールの指導下に樹立された。この政府は、一九一九年二月四日、ブラチスラヴァに遷都した。シュロヴァールは、スロヴァキア政府を、チェコスロヴァキア政府樹立の礎石、スロヴァキアの秩序回復を保障するものとして樹立したのである。

## (2) セルビア人

次にセルビア人の動向を概観しておこう。ヴォイヴォディナは、カーロイ政権が分離を認めなかった地域であったが、ここでは、ハンガリー人の国民会議、セルビア人、ドイツ人の民族会議は協力して秩序回復、「生活と財産の保障」にあたり、革命運動の鎮圧に尽力した。しかし、一九一八年一月七日と一六日にかけて、セルビア軍がヴォイヴォディナに侵入して以降は、この地域は、セルビア軍によって秩序回復が目指されることとなった。「白い鷲 (Beli orao)」を掲げたセルビア軍の兵士達はまた、ハンガリー行政官の追放、駆逐をも開始したため、ハンガリー政府と敵対することとなった。

カーロイ政府は、一月二一日、フランシェロデスペレに、セルビア軍の行為を弾劾したが、サロニカのフランス軍司令部からは返答がなく、セルビア政府は、休戦協定以前にセルビア軍が占領を行ったヴォイヴォディナ地域はセ

ルビアの行政領域に含まれることを宣言した。<sup>(5)</sup>

一九一八年一月二五日、ウーイヴィデークにおいて、ウーイヴィデークのセルビア民族委員会を中心に、ヴォイヴォディナの民族集会 (skupština) が開かれた。トミッチ (Tomić, Jasa) を指導者とし、七五七名の代表が集まったこの集会では、次の二つの決議がなされた。

- (1) 人民の自決権に基づき、バナート、バーチカ、バラニャはハンガリーから分離する。
- (2) セルビア王国と合同する。

これを遂行するため、彼らは五〇名からなる民族会議 (Narodni savez) を選出し、行政管理は、民族執行委員会 (Narodna uprava) が行うこととなった。<sup>(6)</sup>

これによって、セルビアの民族運動を二分していた民族主義グループと民主主義グループの間において、前者の方針が受諾されることとなり、民主主義者が主張していたヴォイヴォディナのより広範な自治、そこに住む人々の平和的共同生活の方針はしりぞけられた。ヴォイヴォディナのセルビア人地域では、ヤーシの「東のスイス」構想との話し合いが行われる前に、彼らは分離という結論を出したのである。

- (3) ルテニア人、ドイツ人の動き

カーロイ政権下でのヤーシの民族政策は、カルパチア・ウクライナと西部ハンガリーのドイツ人の間には一定の成果をもたらした。<sup>(7)</sup>

ガリツィアには西ウクライナ共和国 (Nyugat-Ukrán Közsársaság) が樹立され、ウクライナの国境を越えようとするポーランド軍、ルーマニア軍、後にロシア軍と戦い、ハンガリー政府を防衛した。ウクライナの一部は、チェコ

とルーマニアに割譲の約束がなされていたが、両国とも、スロヴァキア、トランシルヴァニア領の占拠、分割が当面の目標であったので、ウクライナの指導者、特に、僧侶、法曹家、教師、官吏等は、ハンガリーに友好的の方針を保ち続けることとなった。

かかる姿勢を代表したのは、一九一八年一月九日にウングヴァールに形成された、三五名からなるハンガリー・ルテニア国民会議 (magyar-tűen néparács) であつた。議長はサボー (Sabbó, Simon)、書記はヴォロシン (Volosin, Avguszin) からなる国民会議は、一月一九日、一連の要求をハンガリー政府に提出した。そこでは、ルテニア人民衆と接触をもつ知事を、マールマロシユ (Máramaros)、ベレグ (Bereg)、ウング (Ung)、ウゴチャ (Ugocsa) の諸県に配置すること、宗教省にルテニア支部を置くこと、大学にルテニア学科を置くこと等が要求されていた<sup>(8)</sup>。

一九一八年二月一日には、ハンガリー政府の主催で、ルテニア人指導者の大会がブダペシュトで開催され、これに基づき、一二月二五日には、「ハンガリーに住むルテニア民族の自治」に関する法律が採択された。即ち、一九一八年第一〇号法では、ルテニア人の行政、司法、教育、文化、宗教、言語使用に関する自治権力が保障され、マールマロシユ、ウゴチャ、ベレグ、ウング諸県のルテニア人居住地域において、ルテニア人地区 (Rizská Krajina) という自治権領域 (autonóm jogterület) が設置される事となった。第一〇号法第四、五項では、自治領の法的自治の問題に関しては、ルテニア民族議会、共同の問題「外交、軍事、司法、その他」に関しては、ハンガリーの共同国民議会が管轄すること、が記されている<sup>(9)</sup>。

この法令の下に、ルテニア地域議会とルテニア地域内閣が確立された。首都はムカチエヴォ (Mukačëvo; ムンカ

ーチ Munkács) におかれ、議長には、シュテファン (Stefán, Ágoston) が任命された。

その後、自治地域の国有地、鉱山、森林は、「ルテニア民族法に代表される」所有地域とされ、ルテニア地域に住む非ルテニア人の居住権、文化的自治権は保護されることとなった。

ウングヴァールの民族会議と併存する形で、プレシヨフ (Prešov: エペリエシュ Epéries)、マールマロシュシグト (Maramarosziget) でもルテニア民族会議が機能していた。地域組織としては、前者はチェコスロヴァキア、後者はウクライナへの併合を望んでいた。

マールマロシュシグトの民族会議は、フスト (Füß) に民族大会を召集した。大会は、一七五の町村から一四二〇名の代表が参加し、一九一九年一月二二日に、ルテニアの民族会議との新しい統一休を形成することを宣言した。

ウングヴァールの民族会議の立場も未確定で、ハンガリーとの共同か分離かの間で決断しきれず動揺していた。

「ルテニア地域」に関する国民法の設置に関し、一二月二六日に「謝意」を示すためブダペシュトを訪れたヴォロシンの指導する委員会は、同時に秘密裏にスロヴァキアのホッジャと会談し、チェコスロヴァキアとの統一の可能性について話し合った。分離要求の背景には、ルーマニア軍とチェコ軍が、マールマロシュに接近しつつあるという問題が存在していた。(事実、チェコ軍は、一九一九年一月二二日にはウングヴァールに入城した。) しかし、かかるチェコ軍とルーマニア軍の進撃も、一九一九年一月下旬には一応集結し、ハンガリー人の行政下にある「ルテニア地域」のかなりの部分が、以後、社会主義政権に至るまで機能し続けることとなった。

ルテニアが自治を確立し得たのは、分離要求が当面現実的でなく、ハンガリーにも軍事的脅威を直接与える地域ではなかった、という、きわめて消極的な理由といえるかもしれない。しかし少なくとも一九一八年一月の時点では

小民族がいかなる国家領域に帰属するかはきわめて不確定的であったということは明らかであろう。

## 〈2〉 ハンガリー社会主義革命政権と諸民族

ハンガリー社会主義革命政権がプロレタリア国際主義を掲げていかなる民族政策をとったかについては、別稿でも既に論じているので、ここではその根幹だけを示しておきたい。

ハンガリー社会主義政権は、「社会主義連邦共和国 (Socialista Szövetséges Tanácsköztársaság)」をうち出し、「自由な民族の自由な連邦」を主張することによって、一九一八年一〇月以降の民族主義的国家形成を批判する形で東・中欧の抜本的再編をめざそうとした。

これにのつとつて、一九一九年六月一六日、ハンガリー赤軍と東スロヴァキア民衆のラダ (rada: ソヴェト) の運動によって形成されたのがスロヴァキア・ラダ共和国 (Slovenska Republika Rad) であった。ホッジヤは、これを共産主義者の陰謀ときめつけているが、現実にはスロヴァキア・ラダ議長兼外務人民委員ヤノウシェク (Janoušek, Antonín) がチェコスロヴァキア政府に訴えているように、「チェコとの連合を第一義的としつつロシア、ハンガリーとも共存することを望む」、スロヴァキア民族運動の歴史的性情を反映したものであった。

スロヴァキア・ラダは、結局、社会主義革命の西への拡がりを恐れる連合国政府によるハンガリー政府への撤退要求の最後通牒と、チェコ軍の再侵入によって崩れさったが、社会主義体制を基盤とした連邦化の試みは、戦間期から第二次世界大戦後の東欧を歴史的に経験した現代から見て、やはり当時においても有力な一つの選択肢であったといえるのではないだろうか。

但し、世紀転換期の「ハンガリー化」政策と民族の弾圧の記憶が鮮明であった当時において、ハンガリー革命政権、

赤軍そのものが極めて民族的色彩の強いものにみえ、諸民族の反発を引き起こしたことは事実であらう。

ロシアとは異なり、東・中欧においては帝国解体後、革命政権による帝国の連邦的再編は実現されず、小民族が近隣民族とむすびついて小多民族国家を形成したことにより、国家再再編の問題は戦間期に持ち越されることとなるのである。

## (注)

- (一) 羽場『史学雑誌』論文参照。「東のスイス」構想は、後にチェコスロヴァキアのメネンシュモ一時主張するごとくになる。
- (二) Boros Ferenc, *Magyar-Csehszlovák kapcsolatok, 1918-1921-ben*, Budapest, 1970, 45-46 old. *Magyarország története*, VIII, 104-105 old.
- (三) アルコーン『Ministertanács, Országos Levéltár, K. 27, 1918 december 3.
- (四) *Magyarország története*, VIII, 107 old.
- (五) *Magyarország története*, VIII, 100 old.
- (六) Kővágyó László, *A Magyarországi állászatok*, 94-95 old.
- (七) Oscar Jaszi, *Revolution and Counterrevolution in Hungary*, New York, 1969, p. 59.
- (八) *Magyarország története*, VIII, 119-120 old.
- (九) アルコーン『Magyarországon élő nemzetek örendelkezési-jogelőkésítésével megkötött miniszteri-rendelkésési Levéltár, Országos Levéltár, K. 40, 1918 X Ruten.
- (一〇) 羽場久泥子「ハンガリー社会主義における民族と国家」『共産主義と国際政治』一九八四年、第九卷、第二号、七—九月。
- (一一) アルコーン『A Magyarországi Szocialista Szövetséges Tanácsköztársaság Alkotmányja, A Tanácsok Országos Gyűlésének ülésének jegyzőkönyve, 600 f. 1/38e, 1919. június 23-an, 38.

結びにかえて

本論文で見てきた如く、一九世紀半ば以降、ハプスブルク帝国内の民族運動は、基本的には「諸民族の共存」という形で、帝国の再編と種々の自治、連合、連邦化を要求してきた。その端的なものは、ルーマニア人ギカ、バルチェスク、ポボヴィツチに見られた「合衆国」的連邦化、あるいはラディツチの「農民共和国連邦」、ホヅジャの「諸民族の中欧連邦」に集約されるであろう。

かかる「諸民族の共存」は、理念的・理想主義的なものでもなければ、第三者が現実をふまえずに提起した命題でもない。その場において民族運動を鬧っている人々自らの内側から出された、極めて現実的な命題であった。「合衆国」型連邦構想は、現実には東・中欧の各「州」の利害対立があまりに強力であったが故に、不可能であったにせよ、例えば、経済（貿易関係）、軍事、外交レヴェルにおける利害に基づいた結束を要とし、その他の問題においては広範な自治を認める、という、いわば国家連合的な共存形態は、可能であり、且つ最も必要とされていたところであろう。（その一部は、限界を有しつつも、第二次世界大戦後の東欧にとり入れられている。）

実際には、第一次世界大戦後、旧帝国内諸民族は、分離・独立し、且つその結果、相互対立関係を形成することとなるが、その後も、諸民族共存の方向は、一九三〇年代、及び、第二次世界大戦に至るまで、引き続き模索されて行くこととなるのである。

しかし、当時の連邦構想が、はたして当時の民衆とどこまでむすびついていたかと問われれば、それは必ずしも民衆運動内部から出てきた理念であったとは言いがたい。連邦化要求に関しては、一八四八年革命、一八六〇—一八九



○年代、世紀転換期、二〇世紀初頭において、繰り返し、民衆集会、請願運動等が存在したものの、連邦構想は、基本的には、民族運動指導者による理念であった。しかし、独立自体が、必ずしも民衆的レヴェルの決定でなく、基本的には、亡命政治家と連合国により、国内の民族運動とは次元の異なったところで行われた（特にスロヴァキア人、クロアチア人にとってはそうであった）ことも事実である。「民衆による変革」は、ロシア革命と連動した一連の社会主義運動を除き、国家形成のレヴェルではこの時期においては、未だ充分展開されていなかったといえよう。

最後に、何故連邦制は、実現されなかったのかについて、考えておきたい。

東・中欧において、最も特徴的なものとしてあげられるのは、やはりその軍事的・地理的重要性故の、周辺諸列強の干渉と脅威であろう。

一九世紀半ば以降、いわば帝国内部からの諸民族の連邦化要求に呼応する形で、これを取り込もうとする汎スラヴ主義、汎ゲルマン主義の運動が成長していった。これらが逆に、連邦制要求の発展を妨げることとなった。特に、汎スラヴ主義の脅威は、諸民族の間にもりあがっていたスラヴ諸民族の連邦制に対する帝国支配層の危機意識を高めさせ、彼らに非スラヴたるハンガリーと「妥協」する方向を選択させることによって、一挙に帝国における連邦制の実現可能性を遠のかせたことは事実であろう。

このことは特に、東欧諸民族が望んだ「アメリカ」と「スイス」が何故、それぞれの連邦制を実現し得、東欧は実現し得なかったのかを考える上でも重要である。近代における諸列強の擡頭の中で、軍事的・政治的に国際政治の力関係を左右しうる地理的立場にある東欧は、周辺諸列強の思惑に逆らって独自の国家形成を行うことは不可能であつ

たのである。「特に相對立するドイツ、ロシアの狭間にあつては、現状の力關係を崩す國家構想は、いずれの側からも容認され得なかつた。」

第二には、内部の問題点、即ち、「共存」を志向したにもかかわらず當時の東・中欧諸民族及び諸階層において思惑及び利害の對立が歴史的に恒常化していたことがあげられる。

(1) まず帝国内オーストリア人においては、西欧諸列強及びスラヴに對抗するための帝國の近代的・ゲルマン的再編と維持が最大の課題であつた。ここから立憲君主制的連邦制を考えるポポヴィツチの案が意味を持つこととなる。

(2) 次に、帝國で第二の地位を占めるハンガリー人においては、自民族の地位・特權の優位性を維持しつつ、より強力な國家がめざされた。(その点においては、コシュートもデアークも同様であつた。しかしコシュートの被支配民族への最終的讓歩は、ハンガリー民族の支配的地位を結果的に弱めるものとして国内ハンガリー支配層に拒否されたのである。)

(3) 最後にスラヴ諸民族においては、一方では、① ロシアに依拠したスラヴの統一と解放をめざすグループと、他方では、② 帝国内部諸民族の被支配的地位からの解放による諸民族平等の連邦國家をめざすグループとが併存していた。

即ち、(1)(2)の支配民族、オーストリア人、ハンガリー人は、基本的に自らの領土・支配的地位を維持するための連邦化を要求し、保守的・現状維持的立場にたつていたのであり、他方、(3)の被支配民族は、①では大國依存的だが、②では被支配的地位からの解放による連邦化を主張しており、彼らはすべて共に「連邦化」を掲げながらもこの時期においては合意に達するところがなかつたのである。

歴史の流れに即して考えれば、(1)(2)および(3)——①は、二〇世紀における第一次世界大戦末期の東欧諸民族の自覚の高揚と運動の成長の中では、既に時代遅れのものとなりつつあった。そこでは(3)——②がいかに実現可能かが問題であったのである。

かかる状況の下で、再び国際関係が重要な役割を果たす。ロシアにおける革命と戦線離脱、プレストリトフスク講和と東・中欧への革命の拡がりの中で、西欧列強は急速に東欧の見直しを迫られる。帝国の民主的連邦化が諸民族の分離・独立かは、国際政治と無関係ではなくなる。こうした中で、亡命政治家の役割がクローズ・アップされてくるのである。(連邦構想主唱者は亡命していなかった!)この時点で、英・仏の援助による分離・独立を求めたマサリクら亡命政治家は、大国の支持をとりつける上で当時ロシアにおけるチェコ軍団が大きな政治的役割を果たしていたとはいえ、やはり国際政治の力関係をよく見定めていたといえる。<sup>(1)</sup>

しかし彼らは、分離・独立後、多民族の混住・偏住地域たる東欧で、いかに民族対立が解決できるかについては考えられていなかったのではないか。一九世紀後半、民族主義の高揚の中で、何故分離・独立が掲げられず民族の平等による連邦化が掲げられたのかを問ひ直す時、彼らは単に独立という手段が実現不可能だと諦めていたからではなく、分離・独立によっては解決できない東欧の民族問題の複雑さを認識しており、その最大の解決法を連邦制に求めたのである、と考えることはあながち誤ってはいないと思われる。

そういう点で、支配民族による旧支配構造と領土維持のための「上からの」連邦制ではなく、ホッジャ、ラディッチに代表される諸民族の平等と連帯を主張した「下からの」連邦制は、ソ連の下にありつつヨーロッパ的な社会主義を実現していこうとする東欧において、緩やかな経済的・政治的統合の試みとして今こそ見直される必要があるのだ

はないだろうか。

(注)

(1) 周辺諸大国の影響力の「過大」評価については、フランス史研究者日氏から貴重な御批判を受けた。仏をはじめとする西欧列強首脳は、チエコ亡命政治家等の熱心な独立要求を承認する形であったのであって、彼らの側からの東欧再編計画は当初持っていなかったというものである。事実はその通りであるが、第一に、チエコの独立要求は戦争当初から行われていたが、西欧諸列強はこれを無視し、まさにロシア革命とブレスト講和以降、彼らの直接利害が東欧の再編と密接に結び付いてきた時点で急速に亡命政治家の要求を認める方向に転換していること、第二に、ロシアの社会主義政府、ハンガリー社会主義政府、オーストリアの革命政府等が熱心に協商国に対し、独自の、かつ東欧共同の講和交渉をはたらきかけても完全に黙殺したこと、の二点において、協商国は、自国の利害関心を東欧の再編に貫徹させたのであって、決して東欧の諸民族の意向を反映して受け身的に承認したわけではないことがいえるのではないかと思われる。

〔付記：本論文は、一九八四年秋の史学会報告、及び一九八五年の近現代史サマー・セミナー報告を基礎に、加筆・修正したものである。〕